

津軽広域水道企業団 公告第5号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 4月14日

津軽広域水道企業団
企業長 葛西 憲之

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札（事前審査型）
- (2) 契約種別 物品調達 バン型小型貨物車交換
- (3) 交換する物品 「下取車両」スバル フォレスタ 「取得車両」バン型小型貨物車
- (4) 規 格 別紙仕様書のとおり
- (5) 数 量 1台
- (6) 納入期限 平成29年9月29日（金）
- (7) 納入場所 津軽広域水道企業団津軽事業部（青森県黒石市大字石名坂地内）
- (8) 使用言語・通貨 日本語・日本円

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、青森県知事ならびに津軽広域水道企業団規約（昭和49年7月1日青森県指令第4080号。以下「規約」という。）第2条に掲げる市町村（以下、「関係市町村」という。）の長から指名停止の措置を受けていないこと。
※関係市町村とは、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町及び鶴田町の6市3町1村。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 下記地域に、道路運送車両法第94条の2に規定する指定自動車整備事業の指定を受けている整備工場（以下、「指定整備工場」という。）を併設する、本社（本店）、支社（支店）ならびに営業所等を有していること。
弘前市、黒石市、五所川原市（平成17年3月27日における市浦村の区域を除く。）、

平川市（平成17年12月31日における尾上町および平賀町の区域に限る。）、青森市（平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町。

- (6) 過去5年間に、取得車両と同一または同種（同等以上）の物品について納入実績を有すること。
- (7) 道路運送車両法に基づくリコールならびに車両製造者が行う改善対策やサービスキャンペーンに自社で速やかに対応可能な体制を整えていること。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格申請書受付	平成29年 4月17日（月）から 平成29年 5月15日（月）正午まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	平成29年 5月17日（水）予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成29年 5月18日（木）正午まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成29年 5月19日（金）午後予定	FAX及び郵送
質問の受付	平成29年 4月17日（月）から 平成29年 5月15日（月）正午まで	FAX （電話：FAX送信連絡のみ）
質問の回答（最終）	平成29年 5月19日（金）予定	FAX
入札保証金の納付	平成29年 5月25日（木）正午まで	該当者のみ ・別途交付する納付書により銀行等で納付（振込）し受領書写しを提出する。 ・保証保険契約書の提出
入札	平成29年 5月26日（金） 午前10時30分	津軽事業部管理本館 2階 大会議室

※ 上記の資格申請受付、図書等の貸与及び質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。**時間厳守**
なお、各手続き等最終受付日については、正午までの受付とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類（下記、1と2に記載の書類を提出するものとする。）
1. 財務状況確認書類（フラットファイルA4判S型で製本すること。）
 - ア. 指名競争入札参加資格審査申請書（様式①）
 - イ. 法人は登記簿謄本または履歴（現在）事項全部証明書、個人は営業証明または身分証明書
 - ウ. 財務諸表類 直前2年間の決算分（任意様式）
 - エ. 印鑑証明書（法人の場合は法務局、個人は住居地の市町村）

- オ. 市町村税を現在滞納がないことが確認できる書類（本店、受任先）
- カ. 法人税（申告所得税）を消費税および地方消費税を滞納していない証明書
 - ・法人は、その3またはその3の3
 - ・個人は、その3またはその3の2
- キ. 業者カード（様式②）
- ク. 代理店（特約店）証明書あるいは代理店契約書写しなど
- ケ. 委任状（様式③） 契約などを本店以外に委任する場合
- コ. 使用印鑑届（様式④）
- サ. 誓約書（様式⑤）

※各種証明書は、本年1月以降発行のものに限る。（但し、「ク」はこの限りではない。）

※審査方法は、津軽広域水道企業団水道事業会計規程（以下「会計規程」という。）第102条第2項の規定を準用する。

※平成28・29年度津軽広域水道企業団入札参加資格者名簿の物品（希望品目：車両）への登録者は、「1. 財務状況確認書類」の提出を省略することができる。

2. 入札参加申込書類

- ア. 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式⑥）
- イ. 指定整備工場に関する調書（様式⑦）
 - ・指定整備工場であることを証明できる書類
- ウ. 納入予定および実績証明書（様式⑧）
 - ・納入予定車両の外観や諸元がわかるもの（カタログ他）
 - ・契約書の写しなど実績を確認することができる書類
- エ. 誓約書（様式⑨）
- オ. 封筒（長形3号）：あて先を記入のうえ返信用82円切手を貼付したもの
※なお、添付する各種証明書類の写しについては、鮮明な複写とする。

(3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課（青森県黒石市大字石名坂地内）

(4) その他

- ア 申請内容について意見を聴取や資料の提出を別途求めることがある。
- イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAXおよび郵送により通知する。
- ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせすることができる。
- エ 同一事業者の重複申請はできないものとする。（1会社1申請とする。）
例：A株式会社の弘前支店と黒石支店でそれぞれ申請書を提出してはならない。

5 仕様書の内容についての質問

- (1) 仕様書に対して質問がある場合は、FAXにより質問書を総務課へ提出すること。回答は、質問者ならびに申請者全員にFAXで通知する。
※仕様書への質問は、様式⑩を使用すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、会計規程第 105 条に基づき、入札予定金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。
 - ・会計規程第119条の規定により、平成28・29年度津軽広域水道企業団入札参加資格者名簿の物品（希望品目：車両）への登録者は、これを免除する。
 - ・入札保証金の納付があった場合には、落札者は契約締結後、落札者以外の入札参加者（辞退者を含む。）は開札終了後、発注者はそれぞれ請求書を受理した日から起算して30日以内に指定する銀行口座へ返金するものとする。
 - ・落札者は、入札保証金を、会計規程第128条に規定する契約保証金の全部又は一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付するものとする。

また、契約保証金の納付があった場合には、納品後検収した後、発注者が請求書を受理した日から起算して30日以内に指定する銀行口座へ返金するものとする。
- (3) 入札保証金ならびに契約保証金については、会計規程第107条ならびに同第129条の規定により入札ならびに履行保証保険契約を締結した場合など、これを免除することができる。

また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。
- (4) 入札保証金ならびに契約保証金には、利息を付さないものとする。

※入札保証金ならびに契約保証金に関しては、様式⑪～⑬、⑰を使用すること。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

なお、資格審査の結果で有資格者認定をなされたものであっても、入札時点において前述2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格以下の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は3回限りとする。なお、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。
- (3) 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額またはこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とする。
- (4) 郵送及び電送による入札は、認めない。
- (5) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (6) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書ならびに委任状についての様式は、様式⑭～⑮を使用すること。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、前述2に掲げる資格がなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

※契約書（案）は、様式⑩を使用する予定である。

10 その他

- (1) 取得車両は、道路運送車両法（平成26年6月1日法律第185号）第7条に基づく新規登録を行うこと。また、下取車両については、引取り後速やかに同法第15条（永久抹消登録）、第15条の2（輸出抹消登録）あるいは第16条（一時抹消登録）に基づく抹消登録を行うとともに、車両側面に記載してある名称「津軽広域水道企業団」（以下「名称」という。）を恒久的な方法により消去（ただし、解体（粉碎処理）を行うときはこの限りでない。）すること。なお、これら搬送ならびに手続き等については全て受注者の費用負担とすることとし、手続き完了後には、発注者へ抹消登録の事実を証明する書類ならびに名称の消去または解体（圧縮・粉碎処理）の写真を提出すること。

ただし、取得車両の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険および使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条に基づく再資源化預託金（以下「リサイクル預託金」という。）は発注者の負担とする。

- (2) 下取車両は現状有姿での本年6月下旬（なお、取得車両の納品がこれ以前に行われるときには、納品日に引き換えするものとする。）の引渡しになるため、現状車を確認するなど疑義を生じないようにすること。また、この間の使用に伴う走行距離の増加や経年や使用による劣化等があることを受忍すること。
- (3) 発注者は下取車両について瑕疵担保責任を負わない。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見した場合も一切の責任を負わない。なお、受注者は引渡した下取車両をいかなる理由があっても返品・交換はできない。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
TEL0172-52-6033
FAX0172-53-2983

仕 様 書

件 名 物品調達 バン型小型貨物車

納入期限 平成29年9月29日迄

津軽広域水道企業団

仕 様 書

1. 下取車両の名称、規格等

車 種	ステーションワゴン
車 名	スバル(フォレスタ)
登 録 番 号	青森300す2716
型 式・年 式	GF-SF5 平成12年式
車 体 番 号	SF5-129229
総 排 気 量	1, 990cc
乗 車 定 員	5人
登 録 年 月 日	平成12年6月28日
車 検 有 効 期 限	平成29年6月27日
走 行 距 離 数	107, 241km(平成29年4月11日現在)
車 両 の 所 在 地	青森県黒石市大字石名坂地内

2. 取得車両の名称、規格等

車種及び名称	バン(小型貨物)
数 量	1台
規 格 等	<ul style="list-style-type: none"> • 新車 • 平成17年基準排出ガス規制に適合するもの • 総排気量;1, 450cc~1, 800cc • 使用燃料;無鉛レギュラーガソリン • 最高出力(ネット);67kW(91PS)以上 • ドア数;4以上(後面ドア有) • 乗車定員;2人(後席シート使用時5人) • 最大積載量;700kg(後席シート使用時450kg)以上 • ホイールベース;2, 700mm 以下 • 最低地上高;170mm 以上 • 荷室長;1, 200mm 以上(後席シート使用時) • 荷室幅;1, 450mm 以上 • 荷室高;1, 200mm 以上 • 車両重量;1, 550kg以下 • 駆動方式;4WD • トランスミッション;AT • JC08モード燃費;9. 0km/ℓ以上 • 車体色;銀系色又は灰系色
装 備 等	<ul style="list-style-type: none"> • 寒冷地仕様 • スペアタイヤ • アンチロックブレーキシステム • SRS エアバッグ(前席のみでも可) • エアコン

	<ul style="list-style-type: none"> • パワーステアリング • パワーウィンドウ(前席のみでも可) • 集中ドアロック • ワイヤレスドアロックリモコン • リヤワイパー • マッドガード(フロントのみでも可) • フロアマット • 荷室デッキマット • サイドバイザー(フロントのみでも可) • 地デジ対応カーナビゲーションシステム(インパネ埋込型) • AM/FM ラジオ(2スピーカー以上) (カーナビゲーションシステムに同機能があれば可) • ETC(設定込) • DC12V 電源ソケット
--	---

3. その他

- 下取車両に組付けてあるドライブレコーダー一式を、取得する車両に移設すること。
- 下取車両を再使用する場合は、車両側面の文字「津軽広域水道企業団」を、恒久的に消去すること。

様式①

指名競争入札等参加資格審査申請書

平成29年度において津軽広域水道企業団で行われる、下記の物件の製造又は買入れに係る指名競争入札等に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

入札参加を希望する製造及び販売の種目

希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
種目 No.	007	007								
取扱 No.	001	010								
主な品目	自動車販売	車輛整備								

※別紙様式による「物品種目No.分類表」を参照の上記載してください。

平成29年 月 日

津軽広域水道企業団企業長 殿

所在地

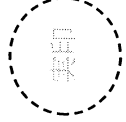
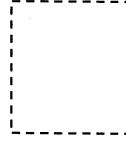
(本社・本店)

商号又は名称

代表者氏名

TEL

FAX



業者カード(物品)

様式②-1

申請区別		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		受付番号		2	9	4	1					<input type="checkbox"/> 内			
申請人 (本店・本社)	商号又は名称のフリガナ																
	住所 商号又は名称 代表者職氏名 TEL・FAX	〒				-											
		TEL												FAX			
		TEL												FAX			
受任者 (支店・支社等) ※委任される 場合は必須	住所 名称 受任者職氏名 TEL・FAX																
	住所 名称 受任者職氏名 TEL・FAX	〒				-											
		TEL												FAX			
		TEL												FAX			
営業区分		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 販売		<input type="checkbox"/> 2. 製造		<input checked="" type="checkbox"/> 3. その他											
希望 順位	種目No.	取扱No.	取り扱い内容(具体的に)				取り扱いメーカー等										
1	007	001	乗用車・貨物車														
2	007	010	車輛整備・修繕														
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
年間実績高 (売上高等)	直前2年度分						千円		資本金					千円			
	直前1年度分						千円										
	平均						千円										
従業員数 (臨時雇用者 は除く)	事務・営業関係者		技術関係者		その他		合計										
	人		人		人		人										
営業年数	設立(創業)		転廃業(休業)				現組織へ変更		営業年数計								
	年 月 自		年 月 至 年 月				年 月		年								

営業経歴書

事業の沿革						
担当整備工場	所在地 名称 指定番号					
入札参加を希望する製造及び販売の種目						
品目 販売先		自動車販売	車輛整備		その他	合計
官 公 庁	国					
	県					
	市町村					
民間・個人						
その他						
計						
②生産その他の実績・・・過去1年間の生産、その他(役務等)の実績(品目別)						
品目		製造の請負	工事の請負	役務の提供	その他	合計
実績						

- ※ (1)記載は直前決算によること
- (2)項目は主たるものを記載すること
- (3)千円単位で記入すること

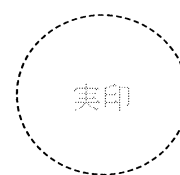
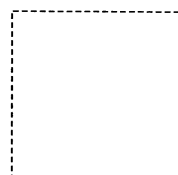
委任状

(支社・支店・営業所・出張所等用)

平成 29 年 月 日

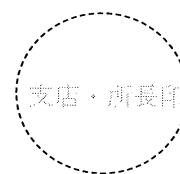
津軽広域水道企業団 企業長 殿

住 所
委 任 者 商号又は名称
代表者氏名



私は、下記の者を代理人と定め本委任状提出の日から平成30年7月31日までの津軽広域水道企業団との間における契約について、次の権限一切を委任いたします。

住 所
受 任 者 商号又は名称
受任者職氏名



委任事項 (下記1から5までの一切の事項)

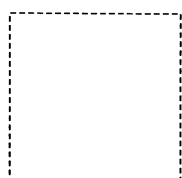
1. 入札書及び見積書の提出について
2. 契約の締結について
3. 代金の請求について
4. 代金の領収について
5. その他契約履行に関する一切について

使用印鑑届

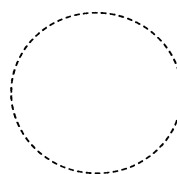
平成 29 年 月 日

使用印（社印は使用印とする場合のみ押印すること）

社印（角印）

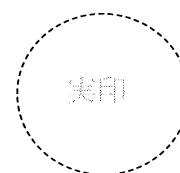
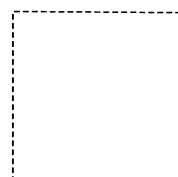


代表者印



上記の印鑑は、入札及び見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

平成29年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 所在地

商号または名称

代表者職氏名

実印

印

私は、津軽広域水道企業団における平成29年度指名競争入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

平成 年 月 日現在の役員等名簿（代表者のみ）

役職	フリガナ		生年月日				性別	住所（町名まで）
	氏	名	年号	年	月	日		

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑥

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑥

担当者氏名

連絡先

平成 29 年 4 月 14 日付で公告した条件付き一般競争入札に参加する資格について、別紙書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 契約種別 物品調達 バン型小型貨物車交換
2. 申請日現在の指名停止措置の有無 有 ・ 無
対象：青森県および津軽広域水道企業団規約第2条に掲げる市町村
3. 誓約事項
次の各号について、誓約します。
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない。
(2) 同条第2項に規定する要件に該当していない。

様式⑦

指定整備工場に関する調書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

㊞

平成 29 年 4 月 1 4 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る当該調達物品の納入および整備拠点については、下記のとおりです。

記

1. 契約種別 物品調達 バン型小型貨物車交換

2. 納入および整備拠点

担当営業所名	
所在地	
電話番号	
F A X	
担当整備事業場名	
所在地	
電話番号	
F A X	
指定番号	

3. 添付書類

指定自動車整備事業の指定書の写しなど

様式⑧

納入予定および実績証明書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑧

平成 29 年 4 月 14 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る当該調達物品の納入予定および実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1. 契約種別 物品調達 バン型小型貨物車交換

2. 納入予定車両 (メーカー) (車種名)

3. 過去5年間の納入実績 (同一または同種 (同等以上) の類似車種を含む。)

メーカー名	車種名	納入年度	納入先	納入台数	備考

4. 添付書類

カタログなどの外観や諸元が分かるもの。
契約書の写しなど。

様式⑨

誓 約 書

平成29年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑨

私は、平成29年 4月14日付けで入札公告された 物品調達 バン型小型貨物車交換 の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。） 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑩

入札説明書等に関する質問書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

公告日	平成 29 年 4 月 1 4 日
契約種別	物品調達 バン型小型貨物車交換
質問事項	

様式①

入札保証金納付書兼領収書発行依頼書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

次の入札に関して、入札保証金を納付したいので納付書の発行をお願いします。

「物品調達 バン型小型貨物車交換」 平成 29 年 4 月 14 日 公告

納付予定の入札保証金額 金 _____, _____, _____ 円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金 _____, _____ 円)

計算式 (例)

入札予定金額 (税抜)	1,000,000 円	× (5 ÷ 100)	= 50,000 円
消費税及び地方消費税 (8%)			4,000 円
入札保証金額 (納付額)			54,000 円以上

様式⑫

入札保証金還付請求書

平成 29 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

㊞

次の入札に関して、納付した入札保証金について還付請求します。

「物品調達 バン型小型貨物車交換」 平成 29 年 4 月 14 日 公告

請求金額 金 _____, _____ 円也

(振込先金融機関)

銀行名	銀行 信用金庫 ()		本店 支店 出張所 ()
預金科目	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

注 1. 金融機関の受領印が押された入札保証金納付書兼領収書写しを添付すること。

2. 落札者については、契約締結後に還付請求すること。

様式⑬

免除決定		
総務課長	総務チームリーダー	起案
		平成29年 5月 日

入札保証金免除申請書

平成29年 5月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 住所

商号または名称

代表者職氏名

㊞

「物品調達 バン型小型貨物車交換」 平成29年4月14日公告

上記の入札に係る入札保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。

(理由)

- 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結している。
- 過去2年の間に国または地方公共団体とその種類および規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考(車種名・台数など)

注1. 保険会社との間に入札保証保険契約を締結している場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を添付すること。

2. 国または地方公共団体との契約に係る実績については、その実績に係る当該発注者の発行する証明書を添付すること。

様式⑭

入札書

平成 29 年 5 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

印

代理人氏名

印

ご指示の仕様書、図面承諾のうえ入札します。

入札金額 金 _____ , _____ 円也

「物品調達 バン型小型貨物車交換」

品名	規格	単位	数量	単価	金額（円）
取得車両 メーカー名： 車種名：	仕様書のとおり	台	1	—	
下取車両 スバル フォレスター 青森 300 す 2716	仕様書のとおり	台	1	—	△
納入場所	津軽広域水道企業団 (黒石市大字石名坂地内)	荷造運賃	納入者負担		
納入期限	平成 29 年 9 月 29 日	代金支払い の方法	現品完納検収後		
契約保証金	契約金額の 10/100 以上	その他	自動車重量税、自動車損害賠償 責任保険およびリサイクル預 託金は発注者の負担とする。		

注：1 代理人をもって入札させるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。

様式⑮

委任状

平成 29 年 5 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

代理人氏名

私は、
を代理人と定め平成 29 年 5 月 日
津軽広域水道企業団において行う下記件名の入札または見積に関する一切の
権限を委任します。

件 名 : 物品調達 バン型小型貨物車交換

受任者は次の印鑑を使用します。

代理人使用印鑑

物品交換契約書 (案)

1 交換物品

発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品を交換することを約した。

(1) 発注者が交換に供する物品（以下「下取車両」という。）の名称、型式、規格、数量、金額などは、次のとおりとする。

ア 名称 ステーションワゴン型普通乗用車（スバル フォレスタ）

イ 規格 別紙仕様書のとおり

ウ 数量 1台

エ 金額 金 , 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 , 円)

オ その他 引渡し後、受注者が速やかに抹消登録するものとする。

(2) 受注者が交換に供する物品（以下「取得車両」という。）の名称、型式、規格、数量、金額などは、次のとおりとする。

ア 名称 バン型小型貨物車 ()

イ 規格 別紙仕様書のとおり

ウ 数量 1台

エ 金額 金 , , 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 , 円)

オ 付属品等 別紙のとおり

2 契約代金（交換差額） 金 , , 円也

(うち消費税及び地方消費税の額 金 , 円)

3 契約保証金 履行保証保険契約により免除

金 , 円

免除（津軽広域水道企業団水道事業会計規程第129条第6号の規定による。）

4 納入場所 津軽広域水道企業団津軽事業部（青森県黒石市大字石名坂地内）

5 納入期限 平成29年9月28日迄

6 その他の事項

発注者 津軽広域水道企業団 と 受注者 _____ 株式会社 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項（ただし、第10条、第15条（ ）を除く。）によって物品交換契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書を2通作り、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

発注者 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団
企業長 葛 西 憲 之 ④

受注者 住所
商号
代表者職氏名 ④

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者に対して頭書の物件(取得車両)を頭書の納入期限迄に納入を完了し、発注者は、受注者に対して頭書の物件(下取車両)とその契約代金(交換差額)を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の措置に係る契約保証金(契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値)及び保険金額(以下「契約保証金の額等」という。)は、契約代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約代金額の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の契約代金額の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

5 第1項第1号の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更・中止等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止させることができる。この場合において、納入期限又は契約代金額を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰することができない理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(一般的損害)

第6条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(納入の通知・検査及び引渡し)

第7条 受注者は、物件を納入しようとするときは、直ちに納品書その他の方法によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、発注者が検査を行うものとして定めた職員により、物件の検査を行わなければならない。

3 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該物件の引渡しをしなければならない。

4 第2項の検査の結果、不合格品があるときは、受注者は、直ちに取替え、補修等を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、物件の納入及び再検査等については前3項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第8条 受注者は、前条第2項(同上第4項後段の規程により適用される場合を含む。)の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約代金の支払をしなければならない。

(分納の請求)

第9条 発注者は、必要と認められるときは、受注者に通知して、頭書の納入期限内において当該物件の分納を請求することができる。

2 第7条の規定は、前項の分納について準用する。

(部分払)

第10条 受注者は、前条の規定により分納した場合において、その既納部分が全体の10分の3を超えたときは、その既納部分の契約代金相当額について部分払を請求することができる。

2 前項の規定による部分払の請求は、1か月に1回を超えてすることができない。ただし、契約の履行期限の属する月においては、これをしないものとする。

3 部分払金の支払の時期は、受注者からの請求を受けた日から14日以内とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第11条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、契約代金額(第9条の規程による引渡し部分があるときは、当該部分に係る契約代金相当額を控除した金額)につき年2.7パーセントの割合(閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算して得た金額とする。

3 発注者は、前項の遅延利息を、契約代金より控除するものとし、なお不足がある場

合は、別に徴収する。

- 4 受注者は、発注者の責めに帰する理由により、第8条第2項及び前条第3項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき年2.7パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（検査の遅延の場合における遅延利息）

- 第12条 発注者は、その責めに帰する理由により、第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、第8条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

（発注者の解除権）

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により納入期限又は納入期限経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 第17条に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入

契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合の当該契約を除く。）において、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者は、契約代金の100分の10に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等。

（契約保証金の帰属・違約金の徴収）

第15条(A) 第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときにあっては、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保は、発注者に帰属する。

第15条(B) 発注者は、第13条の規定によりこの契約を解除したときは、契約代金額の100分の10に相当する金額を違約金として、受注者から徴収する。

（損害賠償）

第16条 発注者は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として、受注者から徴収する。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項の規定により契約内容を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第4条第1項の規定による物件納入中止の期間が納入期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第18条 この契約が解除された場合において、発注者は、物件の既納部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

(契約保証金の還付)

第19条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第14条第1項若しくは第17条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(その他の協議事項)

第20条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

様式⑰

免除決定		
総務課長	総務チームリーダー	起案
		平成29年 月 日

契約保証金免除申請書

平成29年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 住所

商号または名称

代表者職氏名

印

「物品調達 バン型小型貨物車交換」 平成29年4月14日公告

上記契約に係る契約保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。

(理由)

- 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結している。
- 保険会社、銀行、農林中央金庫その他企業長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結した。
- 過去2年の間に国または地方公共団体とその種類および規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考(車種名・台数など)

注1. 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を添付すること。

2. 保険会社、銀行、農林中央金庫その他企業長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結している場合は、当該履行保証委託契約に基づく保険会社の履行保証証券を添付すること。

3. 国または地方公共団体との契約に係る実績については、その実績に係る当該発注者の発行する証明書を添付すること。